

在宅福祉機器貸付事業実施要綱

(目 的)

第1条 広尾町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）は、身体障害者、高齢者その他、身体に不自由をきたし、または機能回復訓練のために必要な機器を無償で貸付をし、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対 象 者)

第2条 広尾町に居住し、住所を有するものとする。

(申 請)

第3条 貸付希望者（家族）は、様式第1号により協議会長に申請するものとする。

(貸 付)

第4条 協議会長は前条により申請のあった者に対し、次の条件を付し、貸付を許可する。

- （1）貸付を受けた機器は最良の状態で使用し、借受者が次号によらないで破損した場合は、速やかに協議会に修理の申し出をし、協議会はこれを修理する。
- （2）借受者の故意または過失により破損または滅失した場合は、借受者の負担においてこれを修理または弁償しなければならない。

(機器の種類)

第5条 無償で貸付を行なう機器の種類は次の通りとする。

- （1）ギャッチベット（手動式）
- （2）床ずれ防止エアーマット
- （3）車イス
- （4）歩行器

(貸付期間)

第6条 福祉機器の貸付の日から1年間とする。

2. 1年間を超えて貸付を受けようとするときは、貸付期間満了の日の1週間前までに再申請しなければならない。
3. 貸付期間が満了の前であっても、その使用に供する必要がなくなったときは速やかに返還するものとする。また、第4条第2号による行為があったときも同様とする。

(貸付台帳の備え付け)

第7条 福祉機器を貸付した場合は、別紙様式第2号の貸付台帳に記載し、その状況を明らかにしておく。

附 則

1. この要綱は、平成 2年4月1日より適用する。
2. この要綱は、平成12年4月1日より適用する。